

八街市教育委員会議事録

令和8年第3回定例会

期 日 令和8年3月19日(木)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時05分

場 所 大会議室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 近 藤 博 子 伊 藤 良 子
---------------	--	---

出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 学校教育課主幹 社会教育課長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 中央公民館長 図書館長 学校給食センター所長 郷土資料館長 教育総務課副主幹(事務局)	川 津 和 久 塚 本 廣 羽 賀 誠 富 谷 のり子 宮 内 英 史 菅 沼 邦 夫 金 谷 隆 之 吉 野 輝 彦 青 柳 好 宏 五木田 英 保
------	---	--

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和8年第3回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に近藤委員と伊藤委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和8年2月26日から3月18日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、議会関係につきまして、まとめてご報告いたします。

2月26日、令和8年3月定例会 議案質疑が行われ出席しました。

教育委員会関係では、議員2人から3件の議案に対する質疑がありました。

質疑の1件目は、「使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、2件目は「令和7年度一般会計補正予算（第11号）について」、3件目は「令和7年度一般会計補正予算（第10号）について」の質問でした。

3月5日、6日及び11日の3日間、令和8年度予算審査特別委員会において新年度予算についての審議が行われ、出席しました。

3月13日、本会議に出席し、各常任委員会委員長報告、予算審査特別委員会委員長報告並びに提出された各議案に対する討論及び採決が行われ、提出された全ての議案が可決されました。

また、同日、追加議案として「令和8年度八街市一般会計補正予算（第1号）」として、令和8年度第6回小出義雄杯八街落花生マラソン大会の開催経費に係る予算案を上程し、可決されましたので、令和8年度におきましても同マラソン大会を開催する方向で、同大会実行委員会と協議を進める予定であります。

議会関係は以上となります。

次に、市内の幼稚園、小・中学校及び高等学校における卒園式及び卒業式につきまして、まとめてご報告いたします。

3月1日、千葉黎明高等学校卒業式、3月12日、八街中央中学校卒業式、3月17日、朝陽幼稚園卒園式、3月18日、朝陽小学校卒業式にそれぞれ出席しました。

なお、本年度の市立幼稚園の卒園生は36人、小学校の卒業生は404人、中学校の卒業生は515人でした。

また、山田教育長職務代理者 並びに 委員の皆様にも、幼稚園の卒園式及び小・中学校の卒業式にご出席いただき、ありがとうございました。

引き続き、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

2月25日、市役所において、幼小中高連携教育推進委員会に出席しました。

教育長は、閉会行事のみの出席となりましたが、会議では、令和7年度の連

携の取組について、各園・各校からの実践事例をまとめた動画を委員全員で視聴しました。

特に、八街南中学校区におけるオンラインによる外国語交流会の記録映像については、新しい時代に対応した新たな取組として注目されるとの感想がありました。

その後、「令和7年度の連携教育の成果と課題」をテーマに、各中学校区ごとに協議を行いました。

各学区の連携教育については、連携の意義が十分に理解され、校種を超えたつながりが子どもたちの成長に資する確かな取組となってきたことなどが確認されました。

3月5日、市役所において、第2回八街市安全対策事業協議会に出席しました。

この協議会は、朝陽小学校区及び二州小学校区で運行してるスクールバスの効果について、安全面や見守りの視点から検証することを目的として設置している組織です。

協議会には、有識者として千葉工業大学の教授をはじめ、両校の校長、地域代表、保護者代表、バス運行会社及び警備会社の代表が出席し、今後のスクールバスの運行や見守り隊の在り方などについて、活発な意見交換が行われました。

3月7日、中央公民館において、こうみんかん祭を視察しました。

この行事では、公民館活動サークルの皆様が、日頃の活動の成果発表などが行われ、7日・8日の2日間で3千609人の参加がありました。

3月10日、朝陽小学校において、感謝状贈呈式に出席しました。

これは、朝陽小学校隣接の京葉製鎖株式会社様から朝陽小学校に対してスポットクーラー1台が寄贈され、体育館に設置したことで、暑い日でも体育館での授業が可能になったことを受け、同社に対して八街市長からの感謝状を贈呈しました。

3月11日、市役所において、千葉工業大学から本市の児童に対して寄贈されたノート等の文具を受領しました。

千葉工業大学からは、昨年につき、ノート2千700冊、鉛筆2千400本、富士山消しゴム2千400個が贈られましたので、新年度、各小学校の児童全員に配布させていただきます。

3月15日、中学生の居場所「ナッツアップ？」による活動報告会を視察しました。

報告会では、認定NPO法人カタリバによる基調講演の後、ナッツアップ？の活動報告、利用者の中・高生からの報告、学生ボランティアからの報告、八街推し活クラブの活動報告がありました。

同日、中央公民館において、八街市文化協会創設70周年記念式典に出席し

ました。

式典では、長年にわたる同協会への貢献に対して3人の方々が表彰されました。

その後、アトラクションが催され、民謡・舞踊・カラオケ・マジックなどの舞台発表がありました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回2月25日に開催しました第2回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号の議案1件、第1号報告及び第2号報告の報告議案2件及び報告2件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

第2号報告については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰等人事に関する事項」及び同規則同条同項第4号「関係機関との協議を必要とする事項」に該当することから非公開により審議したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、第2号報告については、非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課主幹

議案第1号八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正につきましてご説明いたします。

資料の2ページ～3ページ及び参考資料1ページ～19ページをご覧ください。

最初に、この改正は、八街市へ区域外就学が認められている児童生徒の就学援助の取り扱いについて、近隣自治体の規定と同様に関係教育委員会との協議の上、就学援助費の支給対象者とすることができるよう、近隣自治体との均衡を図るため定めるものです。

内容については、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱第2条第4号及び第5号中「次条」の次に「第1項」を加える。

また、第3条に次の1項を加える。

2前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学が認められている児童生徒又は就学予定者の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものは、関係教育委員会と協議の上、就学援助費の支給対象者とすることができることといたします。

併せて、第4条第1項中「前条」の次に「第1項各号」を加えます。

次に、第4条第2項、別表第2中、学校給食における支給対象費用の内容について、保護者が負担すべき費用であることを明示することで、給食費負担軽減交付金による保護者の負担額の変更に対応するためです。

また、部活動地域展開による受益者負担費用を援助することにより保護者の経済的負担を減らし、学校生活を円滑に過ごすことができるようにするため、中学校部活動地域展開にともなうクラブ活動を行う準要保護生徒について、クラブ活動費として、限度額5万4千150円を援助します。

つきましては、双方とも備考欄に追記することで解釈及び運用上の適正化を図るものです。

なお、予算については、当初予算で計上済みです。

施行期日は、令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

私から質問です。

現在、他市からまたは他市へ区域外就学している児童生徒はわかりますか。

○学校教育課主幹

他市から本市へ通学している児童生徒が4名、他市へ通学している児童生徒が1名、計5名です。

○教育長

確認ですが、今回の改正点は3点で、1点目が就学区域外児童生徒の取扱い。

2点目が学校給食費の定義づけ、3点目が部活動地域展開のクラブ活動の受益者負担分の支援限度額の引き上げですね。

○学校教育課主幹

そのとおりです。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

続きまして、第1号報告、令和8年度八街市一般会計教育費予算の補正について事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

「令和8年度八街市一般会計 教育費予算の補正について」ご説明いたします。

今回の第1号報告の案件につきましては、小出義雄杯八街落花生マラソン大会の休止に伴い、令和8年度当初予算には、マラソン大会関係予算を計上しておりませんが、小出義雄杯八街落花生マラソン大会を開催するため、複数の企業から賛同をいただき、寄附の申し出があったことにより、これを財源に大会を開催するための予算を計上することとなりましたので、第1号報告において説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

それでは、第1号報告別冊令和8年度八街市一般会計補正予算（第1号）、をご覧ください。

「補正予算書の8ページをご覧ください。」

19款 寄附金 1項 寄附金 1目 寄附金につきまして、ご説明いたします。

補正前の額に、1千万円を増額し、補正後の額を9千240万円にしようとするものです。

2節教育費寄附金1千万円は、スポーツ振興指定寄附金で、このあと歳出において、ご説明いたしますが、第6回小出義雄杯八街落花生マラソン大会開催実施に向け、賛同をいただいた企業からの寄附金となります。

続きまして、補正予算書の9ページをご覧ください。

9款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額に1千万円を増額し、補正後の額を7千672万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

会計年度任用職員人件費、639万8千円の増額は、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費で、第6回小出義雄杯八街落花生マラソン大会開催決定に伴い、大会運営プランナー2名を任用するための増額補正です。

体育振興費、360万2千円の増額につきましては、18節負担金補助及び交付金の増額によるもので、同じく、第6回小出義雄杯八街落花生マラソン大会開催決定に伴い、この寄附金を財源とし大会補助金として負担するため増額補正するものです。

以上で、第1号報告を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○近藤委員

寄付金について、詳細な説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

寄附金については、3者からマラソン大会の開催についての指定寄附として申込みをいただいております。

○山田教育長職務代理者

大会運営について昨年度と何か違いはありますか。

○スポーツ振興課長

大会規模は昨年度と同等と考えてます。

しかし、縮小しても問題のない部分や再利用できる部分など検討し予算の削減に努めております。

○教育長

その他質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

質疑がなければ、第1号報告を終わります。

続きまして、報告1、八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課主幹

報告1、八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明いたします。

本計画の策定に当たりましては、教育委員会において素案を作成し、校長・教頭から2月末までご意見をいただき、現場の実態や実現可能性を踏まえて取りまとめたものでございます。

総合教育会議でもご説明いたしましたが、改めて簡潔にご説明いたします。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の改正により、学校設置者に対して教育職員の業務量管理及び健康確保のための措置を計画的に実施することが義務付けられたことを受けて策定するものです。

教職員一人一人の勤務状況を適切に把握・管理し、心身の健康を確保するとともに、学び続ける時間を確保することで専門性を高め、児童生徒の教育に専念できる環境を整備することを目的としています。

2ページをご覧ください。

2目標(1)時間外在校等時間については、月45時間以下の教員の割合を100%とすること、年間360時間を超える教員の割合を減少させること、そして年間平均時間を30時間程度とすることを目標としています。

なお、年間360時間の目標につきましては、令和8年度の毎月の出退勤実績値を踏まえ、再来年度以降に向けて具体的に数値化してまいります。

これらの時間外在校等時間に関する指標については、本市で導入している出退勤時刻等の統計データにより把握・算定いたします。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがいの面では、年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とすることや、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の減少、働きがいに関する肯定的回答の割合の向上などを指標として設定しています。

これらの指標については、各学校から提出される勤務状況報告書や、公立学校共済組合のストレスチェック集団分析結果報告書を活用し、達成状況を把握してまいります。

続いて、3ページの、4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容について、主な考え方をご説明いたします。

まず、教育委員会としての取組です。

教職員の勤務実態や健康状況について、時間外在校等時間やストレスチェックの結果などを活用しながら継続的に把握・分析し、学校と共有すること

で、状況の見える化を進めます。

また、働き方改革の趣旨や学校業務の整理について、保護者や地域へ継続的に周知し、学校だけでなく地域全体で学校を支える意識の醸成を図ります。

さらに、長時間勤務となっている学校などに対しては、教育委員会が状況を丁寧に把握し、業務の優先順位の整理や校務D Xの活用などについて助言を行うなど、学校に寄り添った伴走型支援を行います。

そのほか、首長部局や関係機関と連携した支援体制の構築や、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員など外部人材の活用、校務D Xの推進などにより、教職員の業務負担の軽減を図ってまいります。

次に、4ページから6ページにかけて、学校における取組を19項目を策定しております。

国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、学校以外が担うべき業務、教師以外が参画すべき業務、そして教師の業務ではあるものの負担軽減が必要な業務について整理し、見直しを進めます。

例えば、登下校時の見守りや地域との連携については、学校運営協議会などを通じて地域の協力を得ながら推進してまいります。

また、調査回答や広報資料の作成、ICT機器の管理などについては、ICT支援員や支援スタッフの活用を進めることで、教職員の負担軽減につなげていきます。

さらに、授業準備や成績処理、学校行事の準備など、教師が担う業務についても、校務支援システムの活用や業務の効率化、行事の見直しなどにより、負担軽減を図ります。

このほか、教育課程や日課表の見直し、定時退勤日の設定、年次有給休暇の取得促進などを通じて、教職員の健康と福祉の確保にも取り組んでまいります。

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とし、取組状況を継続的に確認しながら、必要に応じて改善を図ってまいります。

なお、本計画につきましては、4月1日に八街市のホームページにて公表する予定です。

以上で報告1を終わります。

○教育長

こちらについては、1月の総合教育会議でご説明させていただきましたが、その後校長会・教頭会と意見を求め、内容を精査した上で報告させていただきました。

ただいまの説明に対し質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

しっかり取り組んでいただいて、先生方の健康管理と働き方改革に努めていただきたいと思います。

○近藤委員

先生方の出退勤時間はどのように把握するのですか。

○学校教育課主幹

I Cカードにより教頭先生のパソコンで出退勤時間が把握できるシステムとなっております。

○伊藤委員

先生方の出退勤を校長先生、教頭先生にしっかり把握していただいたうえで、働きやすい環境を整えていただきたいと思います。

○教育長

計画を実効性のあるものとするため、学校任せにするのではなく、教育委員会もしっかり役割を果たしていきたいと考えています。

その他質問等がありましたらお願いします。

〈質疑なし〉

質疑がなければ、報告1を終わります。

続きまして、報告2 学校給食費の見直しについて事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

報告2、学校給食費の見直しについてご説明します。

資料の7ページ、報告2資料をご覧ください。

現在の給食費は、小学校4, 430円、中学校5, 060円ですが、令和7年10月時点での賄い材料費は、小学校約6, 300円、中学校7, 300円となっております。

そのため、昨年12月に開催した定例会におきましては、急激な値上げを避けるために給食費の額を小学校5, 000円、中学校6, 000円に改正することをご報告したところです。

児童生徒については、子育て支援の観点から小学校4, 430円、中学校5, 060円に据え置くこととしました。

その後、国から教育無償化に向けた対応についての通知があり、小学校段階における食材費を、月額5, 200円を上限として支援する旨が示されたところです。

国が示す基準額が改正後の小学校の月額の5, 000円を上回るため、現在の賄材料費である6, 300円を、給食費の額に設定しようとするものです。

また、今後の中学校における給食費の無償化を見込み、小学校同様に月額6,

000円から7,300円に改正しようとするものです。

なお、この改正で、小学校の保護者負担は、無くなり中学校の保護者負担は、5,060円のまま据え置き、小中学校に勤務する教職員等には、急激な値上げを避ける目的で、負担額は、前回改正した5,000円、6,000円とし、改正額との差額については、市で負担することとします。

今回の改正は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で報告2を終わります。

○教育長

第3子以降の減免の実施要項は、中学校の無償化が始まったら、廃止となると解釈してよろしいですか。

○学校給食センター所長

そのとおりです。

○吉田委員

中学校の給食費の無償化はどのように考えていますか。

○学校給食センター所長

国の動向を注視していきたいと考えています。

○教育長

その他質問等がありましたらお願いします。

〈質疑なし〉

質疑がなければ、報告2を終わります。

次に、教育委員報告があります。

はじめに近藤委員より「交進小学校卒業式」の報告をお願いします。

○近藤委員

3月18日に交進小学校の卒業式に出席してまいりました。

30名の児童が卒業いたしました。

厳粛の中にも小学生らしい和やかで感動的な卒業式でした。

○教育長

次に伊藤委員より「八街中学校卒業式」の報告をお願いします。

○伊藤委員

八街中学校の卒業式に出席してまいりました。

小学校の卒業式とは違うまた、1つ大人に成長していると感じられる素敵な卒業式でした。

以上報告を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和8年第3回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 8年 3月19日(木)

午後 2時00分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指名

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正について

(2) 報告事項

第1号報告 令和8年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第2号報告 八街市立小学校及び中学校の校長、副校長及び教頭の人事に係る内申について

(3) 報告

報告1 八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

報告2 学校給食費の見直しについて

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和8年2月26日～令和8年3月18日

日付	曜日	時間	場所	内容
2 / 25	水	9 : 15	川上小学校・スポーツプラザ	教育委員視察
"	"	13 : 30	第1会議室	教育委員会定例会議
"	"	16 : 30	大会議室	幼小中高連携推進委員会
2 / 26	木	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（議案質疑）
"	"	14 : 30	教育長室	校長人事評価面談
2 / 27	金	8 : 30	"	"
"	"	11 : 00	大会議室	小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会
"	"	13 : 00	教育長室	京葉銀行来庁
"	"	13 : 20	"	校長人事評価面談
"	"	15 : 00	"	千葉県いじめ対策調査会（オンライン）
3 / 1	日	9 : 10	千葉黎明高校体育館	千葉黎明高校卒業式
3 / 4	水	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
3 / 5	木	9 : 00	八街市議会議場	市議会予算審査特別委員会（総務常任委員会）
"	"	15 : 00	大会議室	第2回八街市安全対策事業協議会
3 / 6	金	9 : 00	八街市議会議場	市議会予算審査特別委員会（文教福祉常任委員会）
3 / 7	土	10 : 30	中央公民館	こうみんかん祭
3 / 9	月	13 : 30	印旛・柏文化財センター	印旛・柏文化財センター理事会
3 / 10	火	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	15 : 00	朝陽小学校	京葉製鎖株式会社感謝状贈呈式
3 / 11	水	11 : 00	大会議室	千葉工業大学ノート等寄贈
"	"	13 : 30	八街市議会議場	市議会予算審査特別委員会（総括質疑）
"	"	:	"	市議会本会議（議案上程）
3 / 12	木	9 : 20	八街中央中学校	中学校卒業式
"	"	14 : 00	大会議室	社会教育委員会議
3 / 13	金	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和8年3月議会閉会）
3 / 15	日	10 : 00	ナッツアップ？	ナッツアップ？活動報告会
"	"	13 : 00	中央公民館	八街市文化協会創設70周年記念式典
3 / 17	火	9 : 30	朝陽幼稚園	幼稚園卒園式
3 / 18	水	9 : 00	朝陽小学校	小学校卒業式
"	"	13 : 00	教育長室	千葉県いじめ対策調査会（オンライン）

令和8年2月25日第2回定例会議事録…別添のとおり

議案第1号

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部
改正について

八街市教育委員会は、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱(平成23年教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号中「次条」の次に「第1項」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学が認められている児童生徒又は就学予定者の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものは、関係教育委員会と協議の上、就学援助費の支給対象者としてすることができる。

第4条第1項中「前条」の次に「第1項各号」を加える。

別表第2中「

学校給食費	児童生徒の学校給食に 要する経費	実費	実費	
-------	---------------------	----	----	--

」を「

学校給食費	学校給食法(昭和29年 法律第160号)第11条第 2項に規定する学校給食 費	実費	実費	保護者が負担 すべき費用
-------	--	----	----	-----------------

」に、「

クラブ活動 費	クラブ活動(部活動を含む。以下この欄において同じ)の実施に必要な用具等で、当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が個々に用意するものの購入費及び当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が均一に負担すべき経費	実費 (限度額 2,760)	実費 (限度額 3 0,150)	
------------	--	----------------------	------------------------	--

」を「

クラブ活動 費	小学校又は中学校のクラブ活動(学校管理下における課外の部活動を含む。以下この欄において同じ)の実施に必要な用具等で、当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が個々に用意するものの購入費及び当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が均一に負担すべき経費	実費 (限度額 2,760)	実費 (限度額 3 0,150)	ただし、中学校部活動地域展開にともなうクラブ活動を行う生徒については、限度額54,150円とする。
------------	---	----------------------	------------------------	---

」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号報告

令和8年度八街市一般会計教育費予算の補正について

八街市教育委員会は、令和8年度八街市一般会計教育費予算の補正について別冊のとおり、臨時代理により市長に意見を申し出たので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和8年3月19日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第2号報告

八街市立小学校及び中学校の校長、副校長及び教頭の人事に係る内申について

八街市教育委員会は、教職員の任免に係る内申について、別紙のとおり千葉県教育委員会に内申したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和8年3月19日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

報告 1

八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

八街市教育委員会は、八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したので報告します。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

報告 2

学校給食費の見直しについて

八街市学校給食費徴収規則の一部改正及び八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱の一部改正並びに八街市学校給食費徴収規則の特例に関する規則の制定について報告します。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（平成23年教育委員会告示第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要保護児童生徒 保護者が次条第1号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。</p> <p>(5) 準要保護児童生徒 保護者が次条第2号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。</p> <p>(就学援助対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(就学援助の対象経費等)</p> <p>第4条 就学援助の対象経費等は、前条に規定する対象者の区分に応じて別表第1に定めるところとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要保護児童生徒 保護者が次条第1号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。</p> <p>(5) 準要保護児童生徒 保護者が次条第1項第2号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。</p> <p>(就学援助対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学が認められている児童生徒又は就学予定者の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものは、関係教育委員会と協議の上、就学援助費の支給対象者とすることができる。</u></p> <p>(就学援助の対象経費等)</p> <p>第4条 就学援助の対象経費等は、前条第1項各号に規定する対象者の区分に応じて別表第1に定めるところとする。</p>

2 (略)

2 (略)

別表第2 (第4条第2項)

対象経費	内容	金額 (単位:円)		備考
		小学校	中学校	
学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
通学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
新入学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
入学準備費	(略)	(略)	(略)	(略)
校外活動費	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
修学旅行費	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
学校給食費	児童生徒の学校給食に要する経費	実費	実費	
		(略)	(略)	(略)
医療費	(略)	(略)	(略)	(略)
生徒会費	(略)	(略)	(略)	(略)
PTA会費	(略)	(略)	(略)	(略)
クラブ活	クラブ活動(部活動)	実費	実費	

別表第2 (第4条第2項)

対象経費	内容	金額 (単位:円)		備考
		小学校	中学校	
学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
通学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
新入学用品費	(略)	(略)	(略)	(略)
入学準備費	(略)	(略)	(略)	(略)
校外活動費	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
修学旅行費	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費	実費	実費	保護者が負担すべき費用
		(略)	(略)	(略)
医療費	(略)	(略)	(略)	(略)
生徒会費	(略)	(略)	(略)	(略)

○八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱

平成23年12月16日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対して行う学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (3) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち法第17条第1項又は第2項の規定により翌年度の初めから小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させるべき者をいう。
- (4) 要保護児童生徒 保護者が次条第1号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。
- (5) 準要保護児童生徒 保護者が次条第2号に該当する者で第6条第1項の規定により就学援助の認定を受けた児童生徒及び就学予定者をいう。

(一部改正〔平成29年教委告示2号・令和2年1号〕)

(就学援助対象者)

第3条 就学援助の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める者（以下「準要保護者」という。）

(一部改正〔平成29年教委告示2号〕)

(就学援助の対象経費等)

第4条 就学援助の対象経費等は、前条に規定する対象者の区分に応じて別表第1に定めるとおりとする。

2 就学援助の対象経費の内容及び額は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内で援助するものとする。

(申請等)

第5条 就学援助を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者は、要保護・準要保護児童生徒認定申請書(別記様式第1号。この条において「申請書」という。)に次の各号に定める書類を添えて当該児童生徒又は就学予定者が在籍する学校長を経由し委員会(就学予定者のうち法第17条第1項の規定により翌年度の初めから小学校又は義務教育学校の前期課程に就学させるべき者(以下「小学校就学予定者」という。))の保護者にあつては委員会)に申請しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 要保護の場合 保護決定通知の写し

(2) 準要保護の場合 世帯全員(生計を一つにしている者を含む。)の市県民税の非課税証明書その他の収入状況を証する書面及びその他委員会が必要と認めるもの。

2 就学予定者に係る前項の申請は、就学の前学年の1月末日(同日までに申請を行えないことについてやむを得ない理由があると委員会が認めるときは、就学の前学年の2月末日)までに行わなければならない。

3 申請書を受理した学校長は、当該申請書にその児童生徒の生活状況等を記載した書面を添えて委員会に報告するものとする。

(一部改正〔平成29年教委告示2号・令和4年4号〕)

(就学援助の認定等)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による申請又は同条第3項の規定による報告があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、要保護・準要保護児童生徒認定通知書(別記様式第2号)及び要保護・準要保護児童

生徒否認定通知書（別記様式第2号の2）により前条第1項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、小学校就学予定者に係る決定の場合を除き、要保護・準要保護児童生徒認定通知書（別記様式第3号）により学校長に通知するものとする。
- 3 委員会は、第1項の認定に当たり申請者の状況について、当該申請者の居住地区の民生委員に意見を求めることができる。
- 4 委員会は、第1項の規定により就学援助を認定した場合において、申請者が第10条の規定により受領及び返還を委員会及び当該要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の在籍する学校長に委任したときは、当該学校長に就学援助費の支給額を通知するものとする。
- 5 学校長は、前項の規定による通知により就学援助費の支給を完了したときは、委員会にその旨を報告するものとする。

（一部改正〔平成29年教委告示2号・令和2年1号・7年1号〕）

（就学援助の開始日）

第7条 前条第1項の規定により就学援助を認定した場合の就学援助の開始日は、第5条第1項に規定する申請があった日の属する月の翌月1日からとする。ただし、4月1日から4月15日までの間に申請があった場合は4月1日とし、就学予定者に係る申請については就学の前学年の2月1日（同日から就学の前学年の2月末日までの間に申請があった場合は、就学の前学年の3月1日）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護法による保護の申請をし、決定を受けていない者の開始日は、委員会が別に定める。

（一部改正〔平成29年教委告示2号〕）

（支給対象期間）

第8条 就学援助費の支給対象期間は、前条に規定する就学援助の開始日からその日の属する年度の末日までとする。

（支給方法）

第9条 委員会は、申請者に就学援助費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学校給食費 委員会が申請者の委任を受けて、学校給食センターに支払う。

(2) 医療費 医療機関からの請求により、当該医療機関に支払う。

(全部改正〔令和2年教委告示1号〕)

(受領及び返還の委任)

第10条 申請者は、就学援助費の受領及び返還について、委員会及び当該要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の在籍する学校長に委任することができる。

(全部改正〔令和2年教委告示1号〕)

(認定の取消し)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助の認定を取り消すものとする。

(1) 要保護児童生徒又は準要保護児童生徒が市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 申請者が保護法による保護を廃止されたとき。

(3) 申請者が就学援助を辞退したとき。

(4) 要保護児童生徒又は準要保護児童生徒が死亡したとき。

(5) 申請者の経済状況が好転したと認めるとき。

(6) 申請者が虚偽の申請により就学援助費の支給を受けていることが判明したとき。

(7) 前各号に定めるもののほか委員会が適当でないと認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、取り消した日の属する月の翌月から就学援助費の支給を取り止めるものとする。

3 委員会は、第1項の規定により認定を取り消した場合は、要保護・準要保護児童生徒認定取消通知書（別記様式第4号）により申請者及び学校長（小学校就学予定者に係るものにあつては申請者）に通知するものとする。

(一部改正〔平成29年教委告示2号・令和2年1号〕)

(返還)

第12条 委員会は、前条第1項の規定により認定を取り消した場合は、当該取消しをした保護者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日教委告示第1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月17日教委告示第4号)

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日教委告示第1号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日教委告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年8月27日教委告示第1号)

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月11日教委告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に、就学援助の認定申請がされた場合において、就学援助の開始日が令和2年4月1日以降であるときは、この告示による改正後の八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の規定を適用する。

附 則 (令和4年2月24日教委告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、既に令和3年度の修学旅行費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の修学旅行費の援助との差額を支給する。

附 則 (令和4年11月28日教委告示第4号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、既に令和4年度の新入学用品費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の新入学用品費の援助との差額を支給する。

附 則 (令和5年11月30日教委告示第4号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、既に令和5年度の新入学用品費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の新入学用品費の援助との差額を支給する。

附 則 (令和6年11月26日教委告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、既に令和6年度の新入学用品費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の新入学用品費の援助との差額を支給する。

附 則（令和 7 年 1 0 月 2 9 日教委告示第 1 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 1 項）

（全部改正〔令和元年教委告示 1 号〕）

要保護・準要保護の区分		就学援助の対象経費
要保護者	保護法第 1 1 条第 2 号に規定する教育扶助を受給している	修学旅行費、医療費
	保護法第 1 1 条第 2 号に規定する教育扶助を受給していない	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費、卒業アルバム代
準要保護者		学用品費、通学用品費、新入学用品費、入学準備費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費、卒業アルバム代

別表第 2（第 4 条第 2 項）

（全部改正〔令和 2 年教委告示 1 号〕、一部改正〔令和 4 年教委告示 2 号・4 号・5 年 4 号・6 年 1 号・7 年 1 号〕）

対象経費	内容	金額（単位：円）		備考
		小学校	中学校	
学用品費	各教科及び特別活動の学習に必要な学用品又はその購入費	1 1, 6 3 0	2 2, 7 3 0	年額
通学用品費	第 2 学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費	2, 2 7 0	2, 2 7 0	年額
新入学用品	新入学児童生徒が通	5 7, 0 6	6 3, 0 0	4 月 1 日又は 5 月

費	常必要とする学用品、 通学用品又はその購入 費	0	0	1日に認定を受け た小学校又は中学 校の第1学年に属 する児童生徒（入学 準備費の支給を受 けた者を除く。）
入学準備費	就学予定者が就学後 に通常必要とする学用 品、通学用品又はその 購入費	57,060	63,000	就学予定者
校外活動費	学校以外に教育の場 を求めて行われる活動 （修学旅行を除く。） に参加するため、直接 必要な交通費及び見学 料（児童生徒が参加し た場合。）	実費 （限度額 3,690）	実費 （限度額 6,210）	宿泊を伴うもの。 （1学年に1回を 限度とする。）
		実費 （限度額 1,600）	実費 （限度額 2,310）	宿泊を伴わないも の。
修学旅行費	修学旅行に参加する ために直接必要な交通 費、宿泊料、見学料及 び均一に負担すべき経 費（児童生徒が参加し た場合。）	実費 （限度額 22,690）	実費 （限度額 60,910）	小学校、中学校それ ぞれ1回のみ。
学校給食費	児童生徒の学校給食 に要する経費	実費	実費	
医療費	学校保健安全法施行 令（昭和33年政令第 174号）第8条に規	実費	実費	

	定する疾病を治療するため、保護者が負担すべき経費			
生徒会費	中学校の生徒会費として均一に負担すべきこととなる経費		実費 (限度額 5,550)	4月1日又は5月1日に認定を受けた中学校の生徒
PTA会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	実費 (限度額 3,450)	実費 (限度額 4,260)	4月1日又は5月1日に認定を受けた小学校又は中学校の児童生徒
クラブ活動費	クラブ活動(部活動を含む。以下この欄において同じ)の実施に必要な用具等で、当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が個々に用意するものの購入費及び当該クラブ活動を行う児童生徒の全員が均一に負担すべき経費	実費 (限度額 2,760)	実費 (限度額 30,150)	
卒業アルバム代	児童生徒の卒業アルバム制作に要する費用として均一に負担すべき経費	実費 (限度額 11,000)	実費 (限度額 10,000)	2月1日に認定を受けた小学校又は中学校の児童生徒

居宅等の状況	土 地		建 物		そ の 他			
	持家	※名義人を記入 () m ²	棟	※名義人を記入 ()	自 動 車	有 ・ 無 台		
借家					自動二輪車	有 ・ 無 台		
家 計 の 状 況	収 入	内容	有無 ※○で囲む	月 額 ※有の場合、記入	支 出	内容	有無 ※○で囲む	月 額 ※有の場合、記入
		児童手当等	有 ・ 無	円		家賃等	有 ・ 無	円
		児童扶養手当	有 ・ 無	円		住宅ローン	有 ・ 無	(返済予定) 残 年 ヶ月
		障害年金 遺族年金	有 ・ 無	円				
	傷病手当金	有 ・ 無	円	その他借入れ	有 ・ 無	(返済予定) 残 年 ヶ月		
	失業給付金	有 ・ 無	円					
	養育費・仕送り等	有 ・ 無	円	医療費・介護費等	有 ・ 無	円		
	その他収入	有 ・ 無	(種類) 円	学校納付金/学費等	有 ・ 無	円		
			生命保険等 保険料	有 ・ 無	円			

委任・承諾欄

この申請が認定された場合、八街市から受ける就学援助費の受領及び返還に関する一切の事務を、八街市教育委員会及び当該児童生徒が在籍する学校長に委任します。また、学校が徴収する教材費等に未納が生じた場合は、当該就学援助費をその経費に充当することを承諾します。

保護者氏名

㊦

※就学援助費について、下記の口座に振込を依頼します。

振 込 口 座	銀行 金庫	本店 支店	口 座 種 別
	組合 農協		
	口 座 番 号	店 番 号	フリガナ
		氏 名	

様式第2号(第6条第1項)

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

年度 要保護・準要保護児童生徒認定通知書

就学援助の認定について、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱第6条第1項の規定により審査した結果、以下のとおり認定となりましたので通知します。

【 対象者 】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日

認定区分

認定期間

認定理由

備考

連絡先

様式第2号の2(第6条第1項)

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

年度 要保護・準要保護児童生徒否認定通知書

就学援助の認定について、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱第6条第1項の規定により審査した結果、以下のとおり否認定となりましたので通知します。

【対象者】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

否認定日
否認定期間
否認定理由

備考

連絡先

様式第3号(第6条第2項)

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会

印

要保護・準要保護児童生徒認定通知書

年 月 日付けで認定した要保護及び準要保護児童生徒について、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

No.	学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	援 助 内 容	援 助 開 始 日

様式第4号(第11条第3項)

第 号
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

年度 要保護・準要保護児童生徒認定取消通知書

就学援助の認定について、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱第11条第3項の規定により、以下のとおり取り消したので通知します。

【 対象者 】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

認定取消日

認定取消理由

備考

連絡先

別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項）

（全部改正〔平成 29 年教委告示 2 号・令和 2 年 1 号〕）

様式第 2 号（第 6 条第 1 項）

（全部改正〔令和 7 年教委告示 1 号〕）

様式第 2 号の 2（第 6 条第 1 項）

（追加〔令和 7 年教委告示 1 号〕）

様式第 3 号（第 6 条第 2 項）

様式第 4 号（第 11 条第 3 項）

（全部改正〔令和 7 年教委告示 1 号〕）

議案第30号

令和8年度八街市一般会計補正予算（第1号）

議案第30号

令和8年度八街市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度八街市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,700,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月13日提出

八街市長 北村新司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 寄附金		82,400	10,000	92,400
	1 寄附金	82,400	10,000	92,400
歳入	合計	26,690,000	10,000	26,700,000

(単位：千円)

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		2,657,632	10,000	2,667,632
	6 保健体育費	980,062	10,000	990,062
歳出	合計	26,690,000	10,000	26,700,000

令和 8 年 度

八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
19 寄附金	82,400	10,000	92,400
歳入合計	26,690,000	10,000	26,700,000

(単位：千円)

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定		財源		
				国県支出金	地方債	その他	他	
9 教育費	2,657,632	10,000	2,667,632			10,000		
歳出合計	26,690,000	10,000	26,700,000			10,000		

2 歳 入

(款) 19 寄附金	(項) 1 寄附金				明
	補正前の額	補正額	計	節 分 額	
1 寄附金	82,400	10,000	92,400	2 教育費寄附金	10,000
計	82,400	10,000	92,400		・ スポーツ振興指定寄附金
					10,000

(単位：千円)

3 歳 出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
1 保健体育総務費	66,723	10,000	76,723		10,000		1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 18 負担金補助及び交付金	◎会計年度任用職員人件費 01報酬 ・会計年度任用職員報酬 03職員手当等 ・会計年度任用職員手当 04共済費 ・共済組合負担金 08旅費 ・費用弁償 ◎体育振興費 18負担金補助及び交付金 ・小出義雄杯八街落花生マラソン大会補助金	
計	980,062	10,000	990,062		10,000			6,398 4,130 4,130 1,320 1,320 810 810 138 138 3,602 3,602 3,602	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(257) 583	277,887	2,304,299	1,375,847	763,201	4,721,234	
補正前	(255) 583	273,757	2,304,299	1,374,527	762,391	4,714,974	
比較	(2)	4,130		1,320	810	6,260	

注()内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	42,611	39,549	82,895	35,389	300	24,413
	補正前	42,611	39,549	82,895	35,389	300	24,413
	比較						
の内訳	補正後	1,166	95,427	575,937	478,160		
	補正前	1,166	95,427	575,220	477,557		
	比較			717	603		

ア 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(223) 63	277,887	181,493	165,527	624,907	95,735	720,642
補正前	(221) 63	273,757	181,493	164,207	619,457	94,925	714,382
比 較	(2)	4,130		1,320	5,450	810	6,260

注()内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

区分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
補正後	3,105	1,349	7,261	83,521	70,291
補正前	3,105	1,349	7,261	82,804	69,688
比 較				717	603

八街市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

八街市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条の改正により、学校設置者に対し、教育職員に関する業務量管理及び健康確保のための措置を計画的に実施することが義務付けられた。本計画は、当該法改正及び文部科学大臣が定める指針に基づき策定するものである。

本計画の目的は、教職員一人一人の勤務状況を適切に把握・管理し、心身ともに健康な状態を維持しながら、自ら学び続ける時間を確保することにより、専門性を高め、その資質能力を最大限に発揮して児童生徒の教育に専念できる環境を整備することである。

また、本計画は、文部科学省第4期教育振興基本計画に掲げられた二つのコンセプトである「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現する学校教育を支える基盤として、教職員を大切にし、その働く環境を整えることの重要性を踏まえたものである。

第2期八街市教育振興基本計画で掲げる教育理念の実現に向けては、教職員が誇りとやりがいをもって教育活動に取り組むことができる職場環境の構築が不可欠であり、そのためには業務の適正化と健康確保を両立させる働き方改革の推進が求められる。教職員が心の余裕をもって前向きに教育に注力できるよう、市全体として教職員のウェルビーイングの向上を図ることが重要である。

本計画における働き方改革は、単に勤務時間の削減を目的とするものではなく、「限られた時間の中で最大の教育的成果を生み出す」という意識の醸成を図り、業務の精選及び効率化を徹底することにより、児童生徒と向き合う時間や授業改善、研修等に充てる時間を確保することを目指すものである。

八街市教育委員会は、学校、保護者及び地域と連携しながら本計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、取組の進捗状況や課題について継続的な検証を行い、必要に応じて見直しを行うことで、教職員のウェルビーイングを確保し、八街市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長の実現を図っていく。

(2) 八街市の現状

八街市の教職員の時間外在校等時間の状況					
		教諭層の 月平均時間	月45時間以上 80時間未満の割合	月80時間以上 の割合	月45時間以下 の割合
小学校	令和6年度	43時間14分	34.23%	16.11%	49.63%
	令和7年度	44時間27分	41.45%	3.29%	55.26%
中学校	令和6年度	66時間45分	44.55%	32.73%	22.72%
	令和7年度	50時間40分	42.06%	24.30%	33.64%

令和6年度と令和7年度を比較すると、小中学校ともに月80時間以上の割合が減少していること、中学校においては、月平均時間も減少していることから、各学校における取組が一定の成果を上げていると言える。

しかしながら、小学校では、月の平均時間が若干増加している。また、中学校では依然として月平均時間は45時間を超え、いまだ4人に1人程度が月80時間を超える状況は看過できない。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 時間外在校等時間について、1箇月45時間以下の教員の割合を100%にする。
- イ 時間外在校等時間について、1年間360時間を超える教員の割合を前年度よりも減少させる。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【指標の算定方法】対象職員の出退勤時刻等の統計データ

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする
【令和4年度 文部科学省調査結果 小学校教員：平均13.6日・中学校教員：平均10.7日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる
【令和6年度 結果 13.2%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする(全国平均100)
【令和6年度 結果 76.7】
- エ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目(「働きがいのある仕事だ」)への肯定的な回答の割合を70%にする
【令和6年度 結果 58.9%】

【指標の算定方法】

- ・学期末ごとに各学校から提出される「職員の勤務状況報告書」(ア)
- ・公立学校共済組合のストレスチェック集団分析結果報告書(イ・ウ・エ)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

各業務の見直しに当たっては、教育委員会、学校管理職、教職員が役割を明確にし、特定の職員、とりわけ教頭等の管理職に責任や負担が集中することのないよう配慮する。

また、学校単独での対応が困難な事案については、学校が抱え込むことなく、教育委員会や関係機関、専門人材と連携した対応を行うことを原則とする。

更に、効果の高かった取組事例については、横展開を図り、市内での共有を行う。

○教育委員会としての取組

ア 教職員の勤務実態・健康状況の「見える化」の推進

時間外在校等時間に関する目標やワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標に示した指標については、定期的の実態を把握したうえで分析に努める。分析結果については、校長会・教頭会等を通して学校と共有するとともに、ホームページ等での公表も含め、改善状況を客観的に把握・検証しやすい環境づくりを進める。

イ 地域・保護者への継続的な周知・広報

「業務の3分類」や教職員の働き方改革の趣旨について、学校運営協議会、PTA等の場を通じて説明を行い、学校の取組への理解が深まるよう努める。併せて、ホームページ、学校だより等を活用し、部活動の地域展開など、市全体での取組が求められる施策についても周知を図り、地域全体で学校を支える意識の醸成につなげていく。

ウ 個々の学校に寄り添った伴走型支援

時間外在校等時間が長時間となっている学校や、業務改善に課題を抱える学校に対しては、教育委員会が状況に応じてヒアリングを行い、学校の実情を踏まえた助言や改善の方向性を示す。校務の整理・優先順位付けや校務DXの活用状況についても助言を行い、業務改善等に資する好事例については市内全体で共有することで、各校が主体的に改善を進められるよう継続的に伴走する。

エ 首長部局・関係機関との連携による横断的な支援体制の構築

子育て支援、福祉、健康増進、防犯等を所管する首長部局や県の関係機関と情報共有を行い、学校のみで対応を抱え込まない支援体制の構築を図る。特に、支援が必要な児童生徒や家庭への対応、不登校支援、通学時の安全確保等については、役割分担の整理を進め、学校と市・県関係機関との連携・協働が円滑に進むよう調整を行う。

オ 市会計年度任用職員配置に向けた計画的な対応

スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充について県への要望を継続するとともに、ICT支援員、特別支援教育支援員、校内教育支援教室補助教員等の市独自の会計年度任用職員についても、学校の実情や要望を踏まえた配置が可能となるよう予算確保に努める。併せて、各学校における配置の工夫を促し、教職員が本来業務により専念しやすい体制づくりを進める。

カ 教育センターに集約された教育資産の活用促進

教育センターに蓄積されている指導案、教材、研修資料等について、アーカイブ化を進め、校務支援システムや汎用クラウドを通じて、教職員が検索・共有・活用しやすい環境の整備を図る。授業準備や校内研修に要する時間の軽減を図るとともに、教育資産の有効活用による授業の質の向上につなげていく。

キ 校務DXの計画的な推進による業務効率化

校務支援システムの機能充実や活用促進、会議資料の電子化を進めるとともに、押印・FAX利用など校務DXにより効率化が可能な業務については、統一されたルールに基づく取組となるよう整理する。

特に、調査統計回答の項目に対して「負担感が大きい」というアンケート結果から、市から学校に発出される調査を精査し回答の件数を減らしていく。どうしても必要な依頼に関しては、校務DXを活用して、業務量を減らしていく。

「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」を活用した自己点検と改善を支援し、校務の標準化・簡素化を通じて、時間外在校等時間の縮減につながる取組を進める。

○学校における取組

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・通学路における日常的な見守りについては、学校運営協議会等による地域との連携により、保護者・地域住民の協力による見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえながら、児童生徒が安全に登下校できるよう、登下校時刻の見直しを含めた取組を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・校外の見回りについては、緊急時をのぞき、放課後から夜間などにおける自主的な見回りは原則行わないこととし、必要に応じて実施を検討する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金業務については、保護者による振込に変更したり、納入業者等との調整を図り、現金を学校で扱わずにすむような仕組みについて積極的に推進する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・令和7年度から全校で始まった学校運営協議会の体制の確立を図り、地域学校協働活動推進員による地域との連携を深めることで、地域の力による働き方改革の推進を図る。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・保護者に対して、様々な相談窓口（八街市教育相談ダイヤル、家庭教育相談、千葉県中央児童相談所、子ども・家庭110番、児童相談所虐待対応ダイヤル等）の周知を図るとともに、関係機関との連携をより密接にしていく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

・学校配付文書をデジタル化しデータでの配付とすることで、印刷業務等の負担を晴らす。また、データの作成やホームページの更新における技術支援においては、ICT支援員等を積極的に活用することで、情報発信の充実を図りつつ、教職員の負担軽減に継続して取り組む。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、ICT支援員が中心となって行いつつ、学校の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・教職員による学校プールの管理については、市内全小中学校で水泳の授業を民間事業者へ委託し、教職員による施設管理する必要をなくす。
・体育館等の地域開放施設の管理業務については、市と協力し事務手続きや施設の管理等の負担軽減を促進する。

⑩校舎の開錠・施錠

・校舎の開錠・施錠については、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、役割分担の見直し等を促進する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

・施設遊具の安全点検、休み時間における児童生徒の安全への配慮について、保護者や地域ボランティア等の協力について学校運営協議会等にて協議する。

⑫校内清掃

・校内清掃や環境整備等の実施回数や範囲を合理化できるように、学校運営協議会等による清掃活動への協力体制を推進する。

⑬部活動

・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、八街市の実状の応じた部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

・食に関する指導については、栄養教諭や学校栄養職員等との積極的な連携を推進する。

⑤ 授業準備

・クラウドによる職員間の資料共有を含めたデジタル技術の活用の促進や、資料の印刷・ワークや小テストの採点業務等におけるスクール・サポート・スタッフの活用による負担軽減を図る。

⑥ 学習評価や成績処理

・校務支援システム、自動採点ソフト等、校務DXの活用促進を図ることで、評価・成績処理に係る事務負担の軽減を図る。

⑦ 学校行事の準備・運営

・学校行事については、行事の精選・行事自体のスリム化・準備の効率化等を促進することで、教師の負担軽減を図る。また、学校運営協議会・保護者へも丁寧に説明を行うことで、地域の協力を仰ぐことができる業務についても整理する。

⑧ 進路指導の準備

・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、学校と関連機関等との連携を密にし、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援アドバイザー、心理士、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、教師との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「ナチュラル」の活用強化や校内教育支援教室補助教員等による効果的な支援を促進する。

・子育て支援課等の関係機関に対して、学校との協働体制が強化されるよう調整する。

(2) 学校における措置の推進

- 教育課程・日課表については、以下についての取組を推進する。
 - ・教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるように設定するとともに、年度毎に確実に点検することで、過度な余剰時数の削減に努める。
 - ・特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（小4以上は年間で1086単位時間以上）には、真に必要なかどうか見直しを図る。
 - ・日課表については、下校時刻や清掃時間の見直し、短縮日課・午前中5時間日課の導入、中学校における45分授業等の導入などにより、工夫して設定する。
 - ・放課後の活動時間については、勤務時間内で設定できるように、業務の適正化に効果のあった取組（会議時間の上限設定等）を参考にしながら、見直す。
 - ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等について、年度毎に見直しを図り、改善を推進する。
- 校務DXを推進し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検により改善を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 年次有給休暇について
 - ・長期休業における学校閉庁日を設定することで、まとまった日数の連続した取得を促進する。
 - ・長期休業以外でも、心身のリフレッシュのための年次有給休暇の取得を促進する。
- 通常課業日における定時退勤日を月4回以上設定するよう推進する。また、設定について、形骸化しないよう各学校における工夫を促すとともに、横展開により効果的な事例を共有する。
- 早出遅出勤務制度、テレワークなど実施については
 - 令和8年度中に実現可能な方策について検討を行うとともに、夏季休業期間には試行的に取り組めるようにする。
 - 試行の際には、①勤務実態の把握、②情報セキュリティの確保、③業務の適切性の3観点から、適切な運用に向けて課題と効果を検証する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、
 - ・職員の時間外在校等時間の状況と目標に向けた進捗状況
 - ・年次有給休暇取得状況
 - ・ストレスチェックにおける市の状況
 - ・各学校の取組内容や、効果があった例については、総合教育会議及び教育委員会議等にて報告するとともに、ホームページにて公表する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 学校での児童生徒等の支援について、関係部局・関係機関と連携し、専門的な知見を有する人材の確保に取り組む。
- 本計画の内容に照らして課題が見られる学校については、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について保護者や地域等に周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校給食費の見直しについて

1 改正概要

現在の給食費は小学校4,430円、中学校5,060円ですが、令和7年10月時点での賄い材料費は、小学校約6,300円、中学校7,300円となっております。

そのため、昨年12月に開催した定例会におきましては、急激な値上げを避けるために給食費の額を小学校5,000円、中学校6,000円に改正することをご報告したところです。

また、児童生徒については、子育て支援の観点から小学校4,430円、中学校5,060円に据え置くこととしました。

その後、令和7年12月19日付け、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課から「学校給食費の抜本的な負担軽減への対応を含む『三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について』の決定等について」の通知があり、小学校段階の学校給食に係る食材費を、月額5,200円を上限として支援する旨が示され、同年同月26日に閣議決定されたところです。

国が示す基準額が改正後の小学校の月額5,000円を上回るため、現在の賄材料費である6,300円を、給食費の額に設定しようとするものです。

また、中学校においても、今後における無償化を見込み、小学校同様に月額6,000円から7,300円に改正しようとするものです。

なお、小中学校に勤務する教職員等には、急激な値上げを避ける目的で、令和7年12月3日に、既に学校には負担額は5,000円、6,000円のままとして通知していることから、教職員等の給食費と今回改正額との差額については市で負担することとします。

2 給食費の設定等

(単位：円)

区分	令和7年度		令和8年度		
	保護者	教職員等	保護者	教職員等	
小学校	賄材料費	6,300		6,300	
	給食費	4,430	4,430	6,300	6,300
	受益者負担	4,430	4,430	0	5,000
	公費負担	市 1,870 (国等の交付金を含む)	市 1,870	国・県 5,200 市 1,100	市 1,300
中学校	賄材料費	7,300		7,300	
	給食費	5,060	5,060	7,300	7,300
	受益者負担	5,060	5,060	5,060	6,000
	公費負担	市 2,240 (国等の交付金を含む)	市 2,240	市 2,240 (国等の交付金を含む)	市 1,300

※設定金額については、実際にかかる賄材料費相当額とし、令和8年度に向け改正を行なった近隣市と比較しても大差なく同水準となっております。

※令和8年度の学校給食費については、小学生の保護者負担額は公費負担により0円とし、

中学生の保護者負担額5,060円を超えた分並びに小学校における教職員負担額5,000円を超えた分及び中学校における教職員負担額6,000円を超えた分は、市による公費負担措置とします。

3 令和7年12月26日現在での近隣市の状況

(単位:円)

区分		令和7年度		令和8年度	
		保護者	教職員等	保護者	教職員等
成田市	小学校	4,780	6,170	6,170	同額
	中学校	5,500	7,100	7,100	同額
四街道市	小学校	4,800	6,200	6,200	同額
	中学校	5,900	7,400	7,400	同額
東金市	小学校	5,000	5,900	5,900	同額
	中学校	5,800	6,900	6,900	同額

八街市学校給食費徴収規則（平成21年規則第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給食費の単価)</p> <p>第3条 給食費の1食当たりの単価は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれ定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校の給食の提供を受ける者 <u>2,900円</u></p> <p>(2) 市が設置する中学校の給食の提供を受ける者 <u>3,480円</u></p> <p>(給食費の額)</p> <p>第4条 給食費は、次条に規定する1期から10期までの概算の額を次の各号に掲げるとおりとし、11期は、前条に規定する1食当たりの単価に一の年度の給食実施日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までを合計して精算した額とする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校の給食の提供を受ける者 <u>5,000円</u></p> <p>(2) 市が設置する中学校の給食の提供を受ける者 <u>6,000円</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(給食費の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する給食費を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が設置する小学校及び中学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒に係る給食費</p> <p>(2) その他市長が必要と認める給食費</p>	<p>(給食費の単価)</p> <p>第3条 給食費の1食当たりの単価は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれ定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校の給食の提供を受ける者 <u>3,640円</u></p> <p>(2) 市が設置する中学校の給食の提供を受ける者 <u>4,220円</u></p> <p>(給食費の額)</p> <p>第4条 給食費は、次条に規定する1期から10期までの概算の額を次の各号に掲げるとおりとし、11期は、前条に規定する1食当たりの単価に一の年度の給食実施日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までを合計した納付額を減じて精算した額とする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。</p> <p>(1) 市が設置する小学校の給食の提供を受ける者 <u>6,300円</u></p> <p>(2) 市が設置する中学校の給食の提供を受ける者 <u>7,300円</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(給食費の減免)</p> <p>第6条 市長は、市が設置する小学校に在籍する児童に係る給食費は免除するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により給食費を支援されている児童及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条の規定による就学援助により給食費を支援されている児童に係る給食費は除く。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する給食費を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が設置する中学校に在籍する第3子以降の生徒に係る給食費</p> <p>(2) その他市長が必要と認める給食費</p>

○八街市学校給食費徴収規則

平成21年9月30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する「学校給食費」をいう。以下「給食費」という。）の決定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額の決定)

第2条 市長は、給食費の額の決定に当たり教育委員会を経て、八街市学校給食センター設置条例（昭和43年条例第15号）第5条に規定する給食センター運営委員会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により給食費の額を決定し、又は変更したときは、教育委員会を経て保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

(給食費の単価)

第3条 給食費の1食当たりの単価は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

- (1) 市が設置する小学校に在籍する児童 256円
- (2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 293円

(追加〔令和6年規則11号〕)

(給食費の額)

第4条 給食費は、第5条に規定する1期から10期までの概算の額を次の各号に掲げるとおりとし、11期は、前条に規定する1食当たりの単価に一の年度の給食実施日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までを合計した納付額を減じて精算した額とする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

- (1) 市が設置する小学校に在籍する児童 4,430円

(2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 5,060円

2 一の年度の給食実施日数は、次の各号に掲げる日を除くものとする。

(1) 学校行事等で全校、学年又は学級単位で欠食するとき。

(2) 疾病等により学校給食を連続して5日以上欠食するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日

3 転入等により、月の途中から給食を開始した者の最初の月の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に最初の月の給食実施日数を乗じて得た額とする。ただし、第1項で定めた額を超えてはならない。

4 転出等により、月の途中で給食を停止した者の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に停止する日までの給食実施日数を乗じて得た額から、納付額を精算した額とする。

(追加〔令和6年規則11号〕)

(給食費の納付方法等)

第5条 保護者は、一の年度の給食費を、6月から11期で、月末日(ただし、12月は25日とする。)を納期限日とし、市の指定する金融機関に納付しなければならない。

(全部改正・一部改正〔令和6年規則11号〕)

(給食費の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する給食費を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が設置する小学校及び中学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒に係る給食費

(2) その他市長が必要と認める給食費

(追加〔令和5年規則16号〕、一部改正〔令和6年規則11号〕)

(学校長の責務)

第7条 学校長は、保護者に対して、給食費の額及び納入日その他給食費の納付について周知徹底を図り、期限内に納付されるよう努めなければならない。

(一部改正〔令和5年規則16号・6年11号〕)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和5年規則16号・6年11号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による給食費の納付について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年8月21日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の八街市学校給食費徴収規則第4条の規定による給食費の減免申請について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和6年2月21日規則第11号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市学校給食費徴収規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食費に係る保護者及び学校職員等の経済的負担の軽減を図り、子育て支援及び学校教育の充実を推進することを目的とし、当分の間における学校給食費を減額するため、八街市学校給食費徴収規則（平成21年規則第21号。以下「徴収規則」という。）の特例を定めるものとする。

(給食費の単価に関する特例)

第2条 徴収規則第3条の規定による給食費の1食当たりの単価のうち、生徒の保護者から徴収する場合には、同条第2号中「422円」とあるのは「293円」と読み替えるものとする。

2 徴収規則第3条の規定による給食費の1食当たりの単価のうち、学校職員等から給食費を徴収する場合には、同条第1号中「364円」とあるのは「290円」と、同条第2号中「422円」とあるのは「348円」と読み替えるものとする。

(給食費の額に関する特例)

第3条 徴収規則第4条の規定による給食費の額のうち、生徒の保護者から徴収する場合には、同項第2号中「7,300円」とあるのは「5,060円」と読み替えるものとする。

2 徴収規則第4条の規定による給食費の額のうち、学校職員等から給食費を徴収する場合には、同条第1項第1号中「6,300円」とあるのは「5,000円」と、同項第2号中「7,300円」とあるのは「6,000円」と読み替えるものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に受ける学校給食について適用する。

八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱（令和5年告示第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、第三子以降の児童及び生徒に係る保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、八街市学校給食費徴収規則（平成21年規則第21号。以下「規則」という。）<u>第6条第1号</u>の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の要件)</p> <p>第2条 学校給食費の減免を受けることができる保護者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 保護者が子を3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者（以下「第三子以降の者」という。）に、本市が設置している<u>小学校及び中学校</u>に在籍させ、学校給食を受けさせていること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する書類は、市が設置している<u>小学校及び中学校</u>に在籍している子については提出を要しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、第三子以降の児童及び生徒に係る保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、八街市学校給食費徴収規則（平成21年規則第21号。以下「規則」という。）<u>第6条第2項第1号</u>の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の要件)</p> <p>第2条 学校給食費の減免を受けることができる保護者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 保護者が子を3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者（以下「第三子以降の者」という。）に、本市が設置している_____<u>中学校</u>に在籍させ、学校給食を受けさせていること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する書類は、市が設置している_____<u>中学校</u>に在籍している子については提出を要しない。</p>

裏面

※ 貼り付け欄

○健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）

- ・マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
- ・マイナナンバーカードを取得していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し
- ・「健康保険証」の写し（令和7年12月1日まで）

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

裏面

※ 貼り付け欄

○健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）

- ・マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
- ・マイナナンバーカードを取得していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

様式第3号 (第8条第1項)

表面

様式第3号 (第8条第1項) (年度)

八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届

八街市長 様 届出者 住所 (年 月 日)

(保業者) 氏名 (年 月 日)

(印中の連絡先) 電話番号 ()

八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更が生じましたので届け出ます。

変更理由	変更後の状況

※1 子が保護者に扶養されていることを確認するため、健康保険証資格情報のおかまるものを裏面に添付し、添付した子の欄に☑を記入してください。ただし、義務教育期間にある子は添付不要です。

扶養事実確認欄
この申請書に記載の子を扶養していることに同意ありません。

申請者自書 _____

同意欄
この申請書の内容を確認するため、市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会をすることに異存ありません。なお、このことについて世帯員の同意を得ています。

申請者自書 _____

【八街市利用欄 (以下の欄は記入しなくても可い)】

<input type="checkbox"/>	新たに減免の対象となる児童生徒	減免の対象外となる児童生徒	減免変更期消決定日
<input type="checkbox"/>			年 月 日

様式第3号 (第8条第1項)

表面

様式第3号 (第8条第1項) (年度)

八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届

八街市長 様 届出者 住所 (年 月 日)

(保業者) 氏名 (年 月 日)

(印中の連絡先) 電話番号 ()

八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更が生じましたので届け出ます。

変更理由	変更後の状況

※1 子が保護者に扶養されていることを確認するため、健康保険証資格情報のおかまるものを裏面に添付し、添付した子の欄に☑を記入してください。ただし、義務教育期間にある子は添付不要です。

扶養事実確認欄
この申請書に記載の子を扶養していることに同意ありません。

申請者自書 _____

同意欄
この申請書の内容を確認するため、市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会をすることに異存ありません。なお、このことについて世帯員の同意を得ています。

申請者自書 _____

【八街市利用欄 (以下の欄は記入しなくても可い)】

<input type="checkbox"/>	新たに減免の対象となる児童生徒	減免の対象外となる児童生徒	減免変更期消決定日
<input type="checkbox"/>			年 月 日

裏面

※ 貼り付け欄

- 健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）
- ・マイナンバーカードを登録していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し
 - ・「健康保険証」の写し（令和7年12月1日まで）

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

裏面

※ 貼り付け欄

- 健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）
- ・マイナンバーカードを登録していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

○八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱

令和5年3月23日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、第三子以降の児童及び生徒に係る保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)の子育てに要する費用の負担を軽減するため、八街市学校給食費徴収規則(平成21年規則第21号。以下「規則」という。)第6条第1号の規定に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和6年告示29号〕)

(減免の要件)

第2条 学校給食費の減免を受けることができる保護者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 保護者が子を3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者(以下「第三子以降の者」という。)に、本市が設置している小学校及び中学校に在籍させ、学校給食を受けさせていること。
- (2) 保護者が扶養している子と生計を一にしていること。
- (3) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (4) 保護者が学校教育法第19条の規定による就学援助その他国又は地方公共団体の施策による給付であって減免を受けようとする学校給食費に係るものを受けていないこと。

(減免の対象)

第3条 減免の対象となる学校給食費の額は、第7条各号に定める学校給食費の減免を受けることができる期間の始期以後において第三子以降の者が当該年度に喫食する規則第4条に規定する学校給食費の額とする。

(一部改正〔令和6年告示29号・7年77号〕)

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八街市第3子以降学校給食費減免申請書（別記様式第1号）
- (2) 子を扶養していることを証明する書類（健康保険証資格情報のわかるもの）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項第2号に規定する書類は、市が設置している小学校及び中学校に在籍している子については提出を要しない。

（一部改正〔令和7年告示77号〕）

（減免の申請または届出の期限）

第5条 申請者は、前条に規定する減免の申請又は第8条に規定する減免の要件の変更の届出を、別に定める期限までに行わなければならない。

（減免の決定）

第6条 市長は、第4条の規定による減免の申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して八街市第3子以降学校給食費減免決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（減免を受けることができる期間）

第7条 前条の決定を受けた申請者が、学校給食費の減免を受けることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5条に定める期限までに申請又は届出（以下「申請等」という。）があった場合 減免の要件を満たすこととなった日から当該年度の3月末まで
- (2) 第5条に定める期限を超えて申請等があった場合 申請等があった日の属する月の1日から当該年度の3月末まで

（減免の要件の変更）

第8条 第6条の決定を受けた申請者は、提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届（別記様式第3号）に減免の要件が変更となったことを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更して、八街市第3子以降学校給食費減免取消決定通知書（別記様式第4号）又は八街市第3子以降学校給食費減免変更決定通知書（別記様式第5号）により、第6条の決定を受けた申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は虚偽の申請や申出により減免の決定があったときは、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更して、八街市第3子以降学校給食費減免取消決定通知書又は八街市第3子以降学校給食費減免変更決定通知書により、第6条の決定を受けた申請者に通知するものとする。

（減免の決定の取消し）

第9条 市長は、減免を取り消したときは、減免した学校給食費に相当する額を請求することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示による学校給食費の減免申請に関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和6年2月21日告示第29号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第77号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記

様式第1号 (第4条第1項第1号)

(年度)

八街市第3子以降学校給食費減免申請書

年 月 日

八街市長 様

申請者 住所 _____

(保護者)
氏名 _____

(日中の連絡先)
電話番号 () _____

八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第4条の規定により、次のとおり学校給食費の減免を申請します。

申請理由	子を3人以上扶養しており、第3子以降の子が八街市立学校で学校給食の提供を受けているため。					八街市 使用欄	
保護者が扶養している子の状況 (※1)							
	フリガナ 氏名	生年月日	在籍している学校	学年	添付書類 (※2)		無料 対象
1		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 減免の対象となるのは、記入いただいた子のうち年齢の高い方から数えて3番目以降の八街市立小・中学校に通う子です。

※2 子が保護者に扶養されていることを確認するため、健康保険証資格情報のわかるものを裏面に添付し、添付した子の欄に☑を記入してください。ただし、義務教育期間にある子は添付不要です。

扶養事実確認欄

この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。

申請者自書 _____

同意欄

この申請書の内容を確認するため、市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会をすることに異存ありません。なお、このことについて世帯員の同意を得ています。

申請者自書 _____

【八街市使用欄 (以下の欄は記入しないでください。)】

保護者	要保護	準要保護	減免可否	減免決定日
<input type="checkbox"/> 申請者と同一	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 可	年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否	

※ 貼り付け欄

○健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）

- ・ マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
- ・ マイナンバーカードを取得していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し
- ・ 「健康保険証」の写し（令和7年12月1日まで）

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

様式第2号(第6条)

(年度)

八街市第3子以降学校給食費減免決定通知書

第 号

年 月 日

様

八街市長

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第6条の規定により通知します。

決定内容		減免開始日	年 月 日	
理由				
対象となる児童生徒				
	氏名	生年月日	在籍している学校	学年
1		年 月 日		年
2		年 月 日		年
3		年 月 日		年
4		年 月 日		年
5		年 月 日		年
6		年 月 日		年

[この様式において教示をすることができる。]

八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届

年 月 日

八街市長 様

届出者 住所 _____
 (保護者)
 氏名 _____
 (日中の連絡先)
 電話番号 () _____

八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

変更理由		
	変更前の状況	変更後の状況

※1 子が保護者に扶養されていることを確認するため、健康保険証資格情報のわかるものを裏面に添付し、添付した子の欄に☑を記入してください。ただし、義務教育期間にある子は添付不要です。

<p>扶養事実確認欄</p> <p>この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">申請者自書 _____</p>

<p>同意欄</p> <p>この申請書の内容を確認するため、市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会をすることにより異存ありません。なお、このことについて世帯員の同意を得ています。</p> <p style="text-align: right;">申請者自書 _____</p>

【八街市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）】

	新たに減免の対象となる児童生徒	減免の対象外となる児童生徒	
<input type="checkbox"/>			減免変更取消決定日 年 月 日
<input type="checkbox"/>			

※ 貼り付け欄

○健康保険証資格情報のわかるもの（以下のいずれか）

- ・マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
- ・マイナンバーカードを取得していない方や取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方は、保険者より発行される「資格確認書」の写し
- ・「健康保険証」の写し（令和7年12月1日まで）

※表面に「保護者が扶養している子」として記載した子の下記書類を貼り付けてください。
ただし、義務教育期間にある子は、添付する必要はありません。

※写しを貼り付ける際は、できる限り重ならないようにご配慮願います。

八街市第3子以降学校給食費減免取消決定通知書

第 号

年 月 日

様

八街市長

年 月 日付けで決定した学校給食費の減免について、次のとおり取消することを決定しましたので、八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第8条第2項、第3項の規定により通知します。

決定内容		減免取消決定日	年 月 日	
理由				
取消の対象となる児童生徒				
	氏名	生年月日	在籍している学校	学年
1		年 月 日		年
2		年 月 日		年
3		年 月 日		年
4		年 月 日		年
5		年 月 日		年
6		年 月 日		年

〔この様式において教示をすることができる。〕

様式第5号（第8条第2項、第3項）

（ 年度）

八街市第3子以降学校給食費減免変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

八街市長

年 月 日付けで決定した学校給食費の減免について、次のとおり変更することを決定しましたので、八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱第8条第2項、第3項の規定により通知します。

決定内容		減免変更決定日	年 月 日	
理由				
変更の対象となる児童生徒				
	氏名	生年月日	在籍している学校	学年
1		年 月 日		年
2		年 月 日		年
3		年 月 日		年
4		年 月 日		年
5		年 月 日		年
6		年 月 日		年

〔この様式において教示をすることができる。〕

別記様式第1号（第4条第1項第1号）

（全部改正〔令和7年告示77号〕）

様式第2号（第6条）

様式第3号（第8条第1項）

（全部改正〔令和7年告示77号〕）

様式第4号（第8条第2項、第3項）

様式第5号（第8条第2項、第3項）